

### 昭和41年度募金事務費

#### 【収入の部】

項目	金額	備考
県共募よりの交付金	55,755	
前年度よりの繰越金	19,025	
合計	74,780	

#### 【支出の部】

項目	金額	備考
会議費	2,400	
旅費	2,390	
雑費	1,290	
資材費	11,645	横断幕立看板等の製作
連絡協議会費	22,850	協議会の昼食代
才末たすけあい資金として	22,239	
翌年度へ繰越金	11,966	
合計	74,780	

### 昭和41年度配分金

類別	金額	備考
長門支会へ	55,755	事務費として
長門市福祉協議会へ	660,993	援護費 福祉対策費として使用
俵山湯の家へ	1,300,000	建築に対し80万 借入金返債に対し50万
合計	1,716,748	

### 昭和42年度募金計画表

#### 1 戸別募金としてお願いしたく考えている額

通地区	81,840
仙崎地区	239,400
深川地区	351,700
俵山地区	68,280
合計	741,240

備考 昨年と同様一戸平均の額は 120円

戸数 通	682	仙崎	1,995
深川	2,931	俵山	569

#### 2、街頭募金 演芸大会 その他の寄附 160,110

## 引揚者特別交付金請求事務の受付を始めます

特別交付金支給に関する法律は、八月一日より施行される運びとなりました。この法律の趣旨は引揚者及びその遺族ならびに、引揚前死亡者の遺族に対し特別交付金を支給しようとするもので、これは引揚者の引揚における数々の問題に対する政策的措置として在外財産問題の最終的解決を図ろうとするものであります。

以前の引揚者給付金は生活保護的な性格を帯びており、引揚者の早期更生を目的としていたために、今回の特別交付金とは相違があり従って支給要件が異なっています。前回の特別交付金を受けた人でも今回の給付金を受けた人でも今回の特別交付金は受けられない場合があります。また逆に前回は受けられなかった人でも今回は受けられる場合があります。すから、まず最初に法律の趣

旨を良く理解していただくことが大切です。つきましては趣旨徹底のため左記のとおり説明会を開きますので、必ずもよりの会場において請求要領その他を十分ご理解のうえで請求手続をしていただくようご協力をお願いします。また、請求書受付事務は、非常に混雑を予想されますので下記により受付審査をします

ので、申請書および添付書類を整えてください。  
一、各地区説明会日程

俵山地区

10月20日 自9時俵山支所 至正午

深川地区

10月21日 市役所 大会議室

仙崎地区

10月23日 仙崎支所

通地区

10月24日 通支所

俵山地区

10月27日 小原、木津 黒川、郷

10月30日 大羽山、湯町

通地区

10月31日 上政、七重、下上安田

11月1日 自通1区

11月2日 自通5区

11月7日 自通6区

11月8日 自通10区

11月9日 自通11区

11月10日 自通16区

11月9日 自正明市一、至正明市五

11月10日 湊一、湊二、湊三、湊中央

自12月14日 この間市内未請求分を本庁で受付けます。

12月12日 旭町、錦町

12月11日 鍛冶屋、中新

12月7日 新町、幸町

12月6日 洲崎、今浦

12月5日 栄町、本町

12月4日 祇園、南町

11月30日 新開、鳥越

仙崎地区

11月29日 白方1、2、3

11月28日 青海、大泊、大日比

11月27日 真木、坂水

11月26日 洪木1、2、3

11月24日 大峠、中區

11月23日 山小根、中區

11月22日 湯本、三の瀬

11月21日 大河内、門前、小河内

11月20日 板持、河原

11月17日 後ヶ迫、境川

11月16日 上川西、上の

11月15日 原、開作

11月14日 下川西、上の

11月13日 藤中、江良

11月13日 緑ヶ丘

11月13日 田屋、中山

